

会 議 録

会議の名称	令和2年度（2020年度） 第2回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会	
開催日時	令和3年（2021年）3月22日（月）	10時00分から 11時30分まで
開催場所	WEB会議	
出席者	明石会長、明石副会長、安田委員、井戸委員、阪本委員、川端委員、遠竹委員、磯野委員、津熊委員、久保見委員、森田委員、伊藤委員、是永委員	
欠席者	河井委員、寺岡委員	
案 件 名	1. （仮称）枚方市人権施策基本計画の策定について（諮問） 2. 令和2年度（2020年度）の人権及び平和に関する事業内容について 3. その他	
提出された資料等の名称	【資 料】 資料1 （仮称）枚方市人権施策基本計画の策定における今後のスケジュールについて 資料2 人権問題に関する市民意識調査における質問項目について 資料3 令和2年度（2020年度）の人権及び平和に関する事業内容について 【参考資料】 「諮問書」（仮称）枚方市人権施策基本計画の策定について（諮問） 枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿 枚方市人権尊重のまちづくり条例 枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則	
決 定 事 項	・各案件について報告を受けるとともに意見交換を行った。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	1人	
所管部署 （事務局）	市長公室 人権政策室	

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、令和2年度（2020年度）第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催させていただきます。今回は Web 会議での開催となります。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は人権政策室 室長の坂田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、市長公室次長の山中からご挨拶を申し上げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (山中次長)	<p>皆様、おはようございます。枚方市市長公室次長の山中でございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、枚方市人権尊重のまちづくり審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本来ならば、この場におきまして市長公室長の乾口よりご挨拶させていただくところですが、議会開催中につき、代わりに私より一言ご挨拶させていただきます。</p> <p>審議会委員の皆様におかれましては、第1回は書面会議ということで、通常とは違う形態で、色々ご負担をおかけする中、多くの貴重なご意見をいただきました。また、今回は初めてのウェブ会議ということで、事前の準備など、いろいろとお手数をおかけいたしました。新たな手法での審議会となりますが、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日は、「（仮称）枚方市人権施策基本計画の策定について」、審議会に諮問させていただくとともに、計画策定に先駆けて実施する「人権問題に係る市民意識調査」の質問項目等について、ご審議いただく予定としております。</p> <p>本日の案件に係る詳細については、後ほど、事務局から説明させていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本審議会においてそれぞれのお立場からご意見をいただき、人権尊重のまちづくりにお力添えをいただきますようお願いしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>WEB 会議を進める中で、委員の皆さまにお願いしたい点がございます。</p> <p>事務局よりの説明などの際は、事務局で皆さまのマイクをオフ（赤表示）いたします。</p> <p>委員の皆様から発言などがある際は、挙手をしていただき、会長より指名を受け、委員様でマイクをオン（緑表示）にいただきご発言を、また、ご発言が終わりましたら、委員様でマイクをオフ（赤表示）としていただくようお願いいたします。</p> <p>また、会長からの呼びかけなどに対して同意する場合は、手で丸（○）を、同意しない時はバツ（×）を作ってくださいますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、委員の皆さまに事前に送付させていただいております、資料の確</p>

認をさせていただきます。

まず、最初に本日の「次第」、次に「諮問書」、次に資料①「(仮称)枚方市人権施策基本計画策定における今後のスケジュールについて」、次に資料②「人権問題に関する市民意識調査における質問項目について」、次に資料③「令和2年度(2020年度)の人権及び平和に関する事業内容について」、次に「枚方市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿」、次に「枚方市人権尊重のまちづくり条例」、最後に「枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則」となっております。

資料につきましては、説明の際、画面に表示いたします。

8月に開催いたしました「令和2年度(2020年度)第1回枚方市人権尊重のまちづくり審議会」が書面での開催となり、本日が初めての顔合わせとなりますので、会長・副会長に続き、審議会委員名簿の順でご紹介いたしますので、一言ずつお願いいたします。

最初に、関西外国語大学 短期大学部 教授 明石 一朗会長でございます。

(会長より一言)

次に、種智院大学 教授 明石 隆行副会長でございます。

(副会長より一言)

次に、大谷大学 教授 安田 誠人委員でございます。

(大谷委員より一言)

次に、特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 磯野 雅治委員でございます。(磯野委員より一言)

次に、枚方地区人権擁護委員会 人権擁護委員 井戸 晴彦委員でございます。(井戸委員より一言)

次に枚方市精神障害者をもつ家族会(わかちあう会) 久保見 誠委員でございます。(久保見委員より一言)

次に、枚方事業所人権推進連絡会 川端 秀吉委員でございます。

(川端委員より一言)

次に、社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 阪本 徹委員でございます。

(阪本委員より一言)

次に、特定非営利活動法人 ひらかた市民活動支援センター 津熊 友子委員でございます。(津熊委員より一言)

次に、枚方市介護支援専門員連絡協議会 遠竹 光子委員でございます。

(遠竹委員より一言)

次に、社会福祉法人 であい共生舎「ワークショップ虹」森田 茜委員でございます。(森田委員より一言)

次に市民公募 伊藤 眞弓委員でございます。(伊藤委員より一言)

最後に、市民公募 是永 芳子委員でございます。(是永委員より一言)

続きまして、本日、出席しております、事務局の紹介をいたします。

	<p>市長公室次長の 山中 勇でございます。</p> <p>人権政策室課長の 牧 多実男でございます。</p> <p>同じく課長代理の 田中 幸夫でございます。</p> <p>同じく係長の 岩部 智和でございます。</p> <p>同じく浜田 菜穂子でございます。</p> <p>最後に、私は人権政策室 室長の 坂田 幸子でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次長より、審議会への諮問をさせていただきます。</p>
事務局 (山中次長)	<p>【(仮称)枚方市人権施策基本計画策定について(諮問)】</p> <p>それでは、私から諮問書を読み上げさせていただきます。</p> <p>令和3年(2021年)3月22日。枚方市人権尊重のまちづくり審議会 会長 明石 一郎 様。枚方市長 伏見 隆。(仮称)枚方市人権施策基本計画の策定について(諮問)。標記の件につきまして、枚方市人権尊重のまちづくり条例(平成16年3月15日条例第1号)第3条2項の規定に基づき、(仮称)枚方市人権施策基本計画策定について諮問します。</p> <p>以上、審議会委員の皆様、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	では、以降の進行を明石会長にお願ひいたします。
明石会長	<p>それでは、ただいまより、審議を進めてまいります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本審議会につきましては「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づきまして公開とし、議事録につきましても同規定7条に基づき、作成・公開でよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
明石会長	<p>では、傍聴希望者はおられますか。</p> <p>希望者あり：傍聴希望者の方、どうぞお入りください。</p>
明石会長	次に、事務局から、委員の出席状況について報告をお願いします。
事務局	<p>本日の出席状況は、出席委員13名でございます。</p> <p>本審議会委員15名のうち2分の1以上の委員の出席がありますので、枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、寺岡委員、河井委員はご都合により、ご欠席という連絡をいただいておりますこと報告させていただきます。</p>
明石会長	<p>ありがとうございました。それでは案件に入らせていただきます。</p> <p>案件1(仮称)枚方市人権施策基本計画の策定について(諮問)。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<資料1説明>
明石会長	ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様ご意見ご質問などありませんでしょうか。 特にございませんでしょうか。 (意見なし)
事務局	<資料2説明>
明石会長	ありがとうございました。 それでは、市民意識調査の内容につきまして、質問項目の案が提示されましたが、皆様方のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
明石副会長	3ページの(14)インターネットの項目で、「Twitter や Facebook」など、英語表記がでてきており、11 ページも同じように「SNS(LINE や Twitter など)」と表記されているのですが、一つは、書きぶりを違わないように、同じようにしておくことが、いいのではないかと思います。2つ目は、Twitter や Facebook を読めない人はほとんどいないかと思うのですが、カタカナ併記にしておいた方がいいのではないかと思います。以上です。
明石会長	ありがとうございました。意見につきまして、事務局よろしくお願いします。
事務局	ただいまいただきました意見を参考に、文言をカタカナにあわせていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
明石会長	書きぶりを揃えていただけるということによろしいでしょうか。
事務局	はい。
阪本委員	調査対象の3,000人ですが、抽出方法はどのような形でされるのでしょうか。
明石会長	事務局いかがですか。
事務局	無作為抽出を予定しております。
阪本委員	無作為抽出というのは、選挙人名簿などを活用してですか。
事務局	住民基本台帳からの抽出を予定しております。
阪本委員	2ページ目に「外国人の人権問題」と書いてありますが、外国人の方もアンケート調査の対象になるのでしょうか。
事務局	外国人の方も対象として考えています。
阪本委員	外国人の方も入るということですね。
事務局	はい。
磯野委員	先ほど外国人の方も対象とおっしゃったのですが、それぞれの外国人の方の言語に翻訳されるのですか。
事務局	翻訳を検討してまいります。
明石会長	ありがとうございます。明石副会長どうぞ。

明石副会長	今とよく似た質問ですが、外国人の方、日本人も含めてですが、例えば、日本語を読める方でも「誹謗中傷」とか、あるいは 10 ページの法律などの難しい読み方だと、なかなか読むことが難しいと思いますので、少なくとも、ルビを振るとか、今の質問にもありましたように、多言語、少なくとも英語版など、希望する方がいれば、渡せる配慮も検討することが必要なのではないかと思います。以上です。
明石会長	ありがとうございます。そのような配慮もよろしく願いいたします。
事務局	はい。
明石会長	森田委員どうぞ。
森田委員	先ほどの方と同じ意見ですが、あらためて希望者には、わかりやすいものを送付するというに加えて、電話で一問一問どういう意味か答えられる対応ができるということをあわせて載せておくのも、いいのではないかと思います。相当時間がかかると思いますが。そうじゃなければ、回答率が下がってしまうのではないかと思います。以上です。
明石会長	ありがとうございます。久保見委員どうぞ。
久保見委員	資料をもらってから期間がないので、十分に見ていないところがあるのですが、この審議会以外で、後ほど意見を言うことは、よろしいでしょうか。
明石会長	はい、質問項目でおっしゃってください。
久保見委員	後日でも構わないのですか。
明石会長	事務局いかがですか。
事務局	意見がありましたら、後日、事務局にご連絡いただければと思います。
明石会長	安田委員どうぞ。
安田委員	2点あります。 一つは用語で、2ページ以降、何度も出てくるのですが、「性的マイノリティの人権問題」というのがあって、こちらアンダーラインが引いているので説明があると思うのですが、今ですと、LGBT とか LGBTQ の言葉を使うことが多いので、もしよければ、括弧書きで性的マイノリティ(LGBT 等)と、最後まで何か所かでてくるのですが、検討していただけたらと思います。 もう1点が、5ページ目のところです。 「結婚相手・パートナーのこと」の項目ですが、私の大学は、男子学生、女子学生がいるのですが、結婚相手のことを話していると、「容姿、身長」という言葉がよく言われます。背は何センチ以上とか、いまだに言われまして、例えば、女子学生でもイケメンがいいとか、すごく言いますので、入れているのかわからないのですが、ほかのところで問題なければ、検討していただけたらと思います。
明石会長	ありがとうございます。他ございませんでしょうか。

	川端委員どうぞ。
川端委員	人権問題の市民アンケートについてですが、この用紙のまま配付される形になるのでしょうか。
明石会長	いかがですか、事務局。
事務局	あくまで素案という形になりますので、様式を整えまして、出させていただきますことを考えております。
川端委員	<p>わかりました。</p> <p>まず、全体的なことですが、アンケートの取り方について、何か上から目線的な表現があります。例えば、「あると思うか」とか、お尋ねしますという表現になっていないところが気になります。</p> <p>それと、全体的に何を聞きたいのか、わかりにくいです。</p> <p>例えば、2ページの「問 いろいろな人権問題の認知状況（知っているかどうか）」と記載されていますが、「知っている、聞いたことがある」ということを聞きたいのか、「その中身をわかっているのか」ということを聞きたいのか、そのあたりのところがわかりません。</p> <p>また、3ページの「問 各事例に対する人権上の問題の有無(あるかないか)」と記載されていますが、「自分がしたことがある」ということを聞いているのか、「されたことがある」ということを聞いているのか、あるいは、「そういう噂を聞いたことがある」ということを聞いているのか、そのあたりがわかりません。</p> <p>次は、4ページの「2. 住まいのことや就職、結婚相手・パートナーに対する意識や考え方」ですが、例えば、問いに「家を買ったり借りたりする際に重視すること」と記載されていますが、ここでは、何を聞きたいのかということを含めて、どのような答えを求めているのか、わかりません。こういう質問項目において、どれを重視するのか聞かれていると思うのですが。それと複数回答でいいのかどうかとか、そのあたりがわかりにくいです。</p> <p>それと、6ページの「障害者のこと」の項目において、「障害のある人に関して、次に見られるような人権侵害や問題などがあると思うか」と聞いていますが、質問項目の(1)番であれば、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすい配慮が足りないこと」と記載されていますが、「足りないと思いますか」とか、もう少し優しい質問の仕方にしてほしいと思います。</p> <p>また、(4)「障害のある人が賃貸住宅などへ入居することが困難であること」、「困難であると思いますか」ということですが、差別的なことをされたことがあるのかどうかとの関連のこともあると思うのです。</p> <p>また、(8)番「障害のある人の意見や行動が尊重されないこと」と記載されているのですが、全体的にですね、「されないと思いますか」などの表現にして</p>

	<p>いただけたらと思います。</p> <p>また、10 ページに「問 法律や条例等の認知状況について(知っている)」と記載されていますが、「法律や条例等を知っていますか」という質問にしてほしいと思います。「知っているか」、「おまえは知らんのか」という感覚の質問になっているような気がします。全体的なところで共通点ではあるんです。</p> <p>それと、12 ページの「5. 人権や差別に関する考え方について」の項目においての問いで、「人権や差別をめぐっているいろいろな考え方があるが、あなたの考えに最も近いのはどれか」ということですが、これは、複数回答なのか一つだけ回答してほしいものなのかどうかわかりにくいです。</p> <p>次のページの「6. 人権問題の解決に向けた行政の取組みについて」という記載についても、どのような答えを求めているのかということがわかりにくいです。「知っているのか」ということを問いたいのか、ちょっとよくわかりません。</p> <p>15 ページの「8. 人権侵害について」の項目の真ん中の問いに、「前問で、複数の「○」がある場合は、いちばん心に残っているものは」と記載がありますが、この答え方をどうするのか、回答に困るものがいろいろあると思います。</p> <p>16 ページの問 A「どう対応したか」ということも、「どう対応しましたか」という優しい表現にしてほしいと思います。</p> <p>それと、全体的なことですが、例えば、2 ページ目の「1. いろいろな人権問題の意識や考え方について」の「問 いろいろな人権問題の認知状況 (知っているかどうか)」について、「人権問題の認知状況」という表現は、分析側として使う言葉になってくるのではと思います。ですので、質問事項の中にはこういう表現はいらぬのではないかと思います。これは、全体的な共通点です。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局いかがでしょうか。今のご意見の回答をお願いします。</p>
事務局	<p>説明の不足がございましたので、委員のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>今回、資料で提示しました質問項目については、あくまで、項目としてあげさせていただいております。委員のご指摘もありましたように、実際、調査票にするにあたっては、聞き方などについては、丁寧に聞く形にし、また、「そう思う、思わない」などの選択肢をつけながら、できるだけ、答えやすいような形でもちろん工夫させていただきます。</p> <p>次回の審議会では、実際の調査票というイメージに近い形でご提示できたらと思っています。実際、市民の方にお答えいただく際には、質問の仕方や選択肢が複数なのか単独なのか、また1番から5番と選択肢を設けまして、できるだけ回答しやすいように工夫して配慮していきたいと考えております。</p> <p>繰り返しになりますが、あくまでも、今回の資料については、質問項目としてあげさせていただいたものでございます。実際の調査票については、できるだけ</p>

	<p>回答しやすい質問になるよう今後、整理、調整を進めていければと思っています。説明が不足しておりますして申し訳ございません。</p>
明石会長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>今、事務局から説明がございましたが、これから、たくさんのご意見をいただきたいのですが、後ほど、書面とか、あるいは、ここが気付いたということで、事務局に提案させていただいてもいいということでもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
明石会長	<p>私たちも、つい先日、資料を目にしたものですから、今日は十分な意見を反映できないかと思います。今日の審議会を踏まえて、委員の皆様のお考えやご意見を反映していただければと思います。</p> <p>今日出た意見は少なくとも踏まえて、精査して作成していただければと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>わかりました。どうもありがとうございます。</p>
明石会長	<p>他この件に関して、ご意見ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、続きましては「案件2 令和2年度（2020年度）の人権及び平和に関する事業内容について」事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p><資料3説明></p>
明石会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の説明について、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p>（意見、質問等なし）</p> <p>それでは、「案件3. その他」について、事務局から報告等ありましたら、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>今後の審議会の開催予定についてご説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料①「（仮称）枚方市人権施策基本計画策定における今後のスケジュールについて」をご覧ください。</p> <p>スケジュールにもありますよう、6、7月ごろに令和3年度第1回審議会を、10月ごろに第2回審議会を、11、12月ごろに第3回審議会を、3月ごろに第4回審議会を予定しております。日程調整、開催方法などにつきましてはその都度ご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、先ほど委員の皆様からありましたように、事務局からの資料の送付が直前になり誠に申し訳ございません。委員の皆様方からご意見等がありましたら、3月31日までにご連絡をいただければと思います。</p> <p>また、昨今新型コロナウイルスに係ります人権侵害が人権課題として大きくなっておりますので、3月末までにご意見をいただく際には、委員の皆様から設問内容の追加として、新型コロナウイルスについて、さまざまなご意見をいただければと思いますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。</p>

明石会長	<p>本日の会議を通して、また、委員の皆様方から何かこの機会をとおして、ご意見、ご質問等を賜ればと思います。</p> <p>久保見委員どうぞ。</p>
久保見委員	<p>精神障害者家族会からの意見になりますが、人権に関しての問題について、この機会にお話しさせていただきたいと思います。</p> <p>コロナ禍の状況下にあつて、精神障害者に関する権利擁護等の施策が停滞しています。</p> <p>究極具体的な事案が進展しないことによって、当事者およびその家族の課題が厳しい状態のまま先送りされていることとなります。</p> <p>特に今までに、指摘してきた以下の2点の重要課題について再度提起しておきたいと思います。</p> <p>① 医療費助成の問題についてです。他障害に比べて、極めて限定された形でしか受けられず、不公平な状態です。</p> <p>② 交通費助成の問題についてです。これも他障害に比べて、ほとんど利用できない状態となっています。</p> <p>医療費助成に関して、2020年（令和2年）12月18日に、大阪障害フォーラムが2017年から2019年にかけて実施したさまざまな障害者に、特に医療に関するアンケート集計の結果を公表しています。この中で精神障害者の収入および医療費負担について、決して他障害に比べて収入が多いわけではなく、負担がある故に、精神科以外の他科受診をためらっている実態が明らかになっています。早急な改善が求められるところです。</p> <p>また、精神障害者に対するスティグマでは、いくつかの事例を聴取していますので、ご紹介したいと思います。</p> <p>一つ目に、賃貸住宅申し込み時に、後々のトラブル予防の為、「精神障害者認定を受けている」旨を告知すると、ほとんど紹介物件が無くなるということがあります。</p> <p>そして、二つ目に、エステティックサロン、あるいは他科の医療機関受診時に忌避が認められるということもあるようです。</p> <p>そして、今度は逆に、障害があることを知りつつ過剰なサービスを提供し支払いを請求されるというようなこともあるようです。</p> <p>これらを瞥見すると、「精神障害者」イコール「問題を起こす人」との偏見が根付いているように見受けられます。むしろ大半の当事者は、通院、服薬をしつつ仕事をしたり、ごく普通の市民生活を送っている人たちであるので、このための啓蒙、周知を一般の方々に広く粘り強く行うとともに、各業界団体に対しても精神障害者に対して不利益が生じないよう周知徹底の指導を行うべきと考えています。</p> <p>また地域における差別偏見についても、なお根強いものがあり、これらの解消</p>

のためにも、特に民生委員・児童委員から精神障害者に対する正しい認識を持っていただきたいと切に願っております。

そのためにも、とにかく民生委員等に対する定期的な精神障害者に関する研修をぜひ制度として組み込んでいただきたいと以前から望んでいるところです。

さらに精神科病院を複数抱える本市としても、入院中の方々への権利擁護も考慮いただきたいと願います。コロナ禍で一層外部からの訪問が困難になっておりますが、「風通しの良い」環境整備がまず、必要だと考えています。

群馬県では、約 40 年間精神科病院で入院生活を強いられた男性が、人権侵害にあたるとして、国を相手取り裁判を起こしています。「入院中は籠の中の鳥のような生活だった」「自分の意思だけで外出できなかった。何をするにも看護師から監視されている生活で自由はなかった」とこの方は証言されています。さらに 15 年間拘束されていた男性がいるとの報道もあります。

本来不要な社会的入院や、高齢となる親と同居している当事者に必要なのは、まず住居です。先に指摘した賃貸住宅の貸主や、斡旋する不動産仲介業者の偏見を解消することが必要ですが、完全に独り暮らしが不安な当事者のためのグループホームもなお必要です。

これらのグループホーム建設の適切な指針が必要であるし、また建設計画における近隣住民との軋轢が問題となっていることも聞いております。これらの解消、緩和のための方向性も必要と思われれます。

さらに公営住宅入居に関する自治会活動強制参加の解消などもぜひ実現してほしいと思っているところです。

かつての優生保護法下では障害ゆえに不妊手術を強制されたことで今でも訴訟が続いています。いまは母体保護法に置き換わっているので強制手術の可能性はなくなりました。しかし当事者に好ましい人、好きな人ができて同居、結婚、出産を考慮した場合、周囲はどのように対応するだろうかとの疑念があります。

つまり、医療や福祉に関わる人たちからこれらを避けるようにとのアドバイスもあると聞いています。アドバイスをする人たちの善意は理解できないわけではないのですが、まず人が人を好きになる、愛することが何よりも尊いことだという点をぜひ見落とさないでいただきたいと願っています。

実際一緒になることによって支え合い、より健全な生活を送れるようになっていく人も少なくありません。これは障害の有無のみならず、LGBTを含めてすべての人と人が愛することを誰も妨げてはならないことに繋がることになると思います。そのためにもむしろ周囲の理解と協力が求められるのだと思います。

いろいろと申し上げましたが、本市もさまざまな施策の中であって、関係部署への働きかけとか、協力いただけることによって、少しでも問題解決につながって前進することができることを、枚方市の精神障害者を持つ家族の方々は、願っているということをお伝えしておきたいと思います。

明石会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、久保見委員からのお考え、ご意見につきまして、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>久保見委員、ありがとうございます。</p> <p>我々この場で、具体的な施策をどうこうというところはなかなか難しいところでございますが、今久保見委員がおっしゃっていただいたように、担当部署への働きかけや、事務局としてできる役割を十分整理させていただきまして、人権課題の一つということは認識していますので、よくなるようにというような形でできればと思います。今後ともどうぞよろしく申し上げます。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>久保見委員、ありがとうございました。</p> <p>ほかに委員の皆様方からこの機会を通しまして、ご意見やご質問、また、全体を通してでも結構ですが、ございませんでしょうか。</p> <p>伊藤委員どうぞ。</p>
伊藤委員	<p>今のお話で、よくわからないところがあるのですが、精神障害というのはすごく障害の幅が広いのではないかと思います。どういう方がどういう障害をもっていらっしゃるのかということを知らない方が多いのではないかと。知らないということで差別が生まれてくると思うんですね。ですから、精神障害というのはこういうものなんです、こういう方もいるんですよって教えていただけたらと思います。中には罪を犯される方もいらっしゃいますよね。かつて、通院されていた方が、今はすごく幸せになっているなど、なんて言えばいいかわかりませんが、変われる障害、例えば、風邪をひいたら熱がでるなど、もう少しわかりやすく教えていただけたらと思います。</p>
明石会長	<p>伊藤委員、今の質問は誰に対してのご質問ですか。</p>
伊藤委員	<p>今教えていただいた久保見委員です。</p>
久保見委員	<p>家族会の代表として意見を言っていますので、精神障害の個別具体的なことについて知っている専門家ではありません。だから、私が言えることは、非常に幅が広いということは言えると思います。それから、精神障害者の人が罪を犯すという考えは、ぜひやめてほしいと思います。ここにまず偏見があると思います。本当にごくわずかの罪を犯した人のうちに精神障害をもっていた人もいるという確率であって、ほとんどの犯罪者は、精神障害者とは関係ありません。これは、統計的にもはっきりと出ているんですね。ここのところをまず変えていきたいと私は思います。そのためにも、事務局のほうにどういう方が精神障害なのかということも啓蒙して行ってほしいなと思います。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>安田委員、お願いします。</p>
安田委員	<p>私の専門は知的障害で、精神障害の専門ではないのですが、今久保見委員が言</p>

	<p>われたことに補足をしておきます。各種の統計で、精神障害者の方の犯罪率が高いという統計は一切ございません。</p> <p>さまざまな障害で、例えば、発達障害もそうですが、だいたい障害のない方と比べて特段高くはないですという表記が実際でています。</p> <p>新聞などでよく報道されるのが、障害があると罪が減刑されるということで、悪い言い方をすれば、嘘をつくとか、そういう方も結構おられます。最近では弁護士さんもよくわかってきてくれてはいると思いますが、本人に障害があるとか心が病んでいたということで、誤解されて報道されています。過剰なほど新聞社のデータも違っていますので、そういう意味で今、久保見委員が言われた誤解が招かれるときがあったりします。別の意味で人権だけじゃない、法律で解決してもらうところではあるんですが、そうしたことは、一つひとつ誤解を解いていければと思っています。</p> <p>伊藤委員さんから精神障害ってどんなんやろうという質問がありましたので、例えば、こういった場で、家族会が発信しているホームページやサイトなど、伝えてもらえると、いいのかなと思いつながりながら聞かせていただきました。</p>
明石会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他はご意見、ご質問いかがでしょうか。</p> <p>大丈夫でしょうか。</p> <p>今日は初めての WEB 会議ということで、私自身、進行不慣れでございまして、大変ご迷惑をおかけしましたが、事務局からの審議事項はこれですべてでしょうか。</p> <p>それでは、これで、令和2年度(2020年度)の第2回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。</p> <p>本日はどうもお疲れ様でした。</p>